



救急救命士の

現場活動について

救急隊は「運ぶ」だけ・・・

では、ありません！！

Point1：医療行為ができる隊員が乗車しています。

救急隊員の中には「救急救命士」という資格を持った隊員が乗車しています。

救急救命士は、**重度傷病者(※1)**に対し、

- ・点滴処置(静脈路確保)
- ・薬剤投与(アドレナリン・ブドウ糖溶液)
- ・空気の通り道を確保(気道確保)するため、チューブを口の中に入れるなどの**医療行為(特定行為)**が医師の指示により実施できます。

Point2：医療行為(特定行為)はどのようなもの？

重度傷病者(※1)を救うためには、早期に処置を実施することが重要です。

医師よりも早期に救護に向かえる救急隊(救急救命士)が現場で**医療行為(特定行為)**を実施することが命を救うために欠かせないものであり、医学的根拠に基づいた活動です。

以前は、心臓や呼吸が止まっている方(心肺停止傷病者)にしか**医療行為(特定行為)**は認められていませんでした。

しかし現在は・・・

- ・出血等によりショック状態(循環不全)の方に対して、点滴処置(静脈路確保)と輸液の実施
 - ・糖分が少なくなった方(低血糖傷病者)に対して、点滴処置と薬剤投与(ブドウ糖溶液)の実施
- 上記の2つの処置については、心臓や呼吸が止まっている方(心肺停止傷病者)でなくても実施できるようになりました。

現場で**医療行為(特定行為)**することがますます重要になってきています。

Point3：医療行為(特定行為)はいつするの？

ご家族の方や救急要請された方のお気持ちとして、「早く搬送してほしい。」とお考えだと思います。早く搬送することも重要ですが、現場や救急車内で**医療行為(特定行為)**を早期に実施することにより、**救命できる可能性が上がります。**

救急隊の**現場活動**について、

ご理解と**ご協力**をお願いします。

(※1)・・・その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある方

